

平成31年 3月29日

平成31年 第7回 南区選挙管理委員会

議 題

1 議 案

議案第43号 選挙人名簿から抹消する者について

2 くじの実施について

- (1) 福岡市議会議員一般選挙における選挙公報に掲載する順序を定めるくじの実施
- (2) 福岡県議会議員一般選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの実施
- (3) 福岡市議会議員一般選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの実施

議案第43号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

平成31年 3月29日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 小宮 文子

- 1 死亡により抹消する者の数
25人
- 2 抹消する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 抹消年月日
平成31年 3月29日

(根拠)

- ・ 議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) **※略文**

(登録の抹消)

第28条 選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。

- 一 死亡、日本国籍喪失を知ったとき。
- 二 当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過したとき。 外

福岡市議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじの実施について

- 1 くじは次の方法により、各区選挙管理委員会において行う。
 - (1) くじは、くじ棒により行う。
 - (2) 各候補者の立候補届出番号を当該候補者の固有番号とする。
 - (3) 選挙公報への掲載を申請した全候補者について、その固有番号と同じ数値が記載されたくじ棒をくじ箱に入れたうえで、1本ずつ順にくじ棒を取り出す。
 - (4) 最初に取り出したくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者を掲載順序1番とし、2番目に取り出したくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者を掲載順序2番とする。
以下、同様の方法により掲載順序を定める。
 - (5) 福岡市議会議員選挙公報発行規程別記様式第5号中、(1)の区画に掲載順序1番の者の政見等を、(2)の区画に掲載順序2番の者の政見等を掲載する。
以下同様の方法により政見等を掲載する区画を定める。
- 2 掲載を申請した候補者の数が7人以上の場合は第2面以降を使用することとし、各面に掲載する掲載文の数を次のとおりとする。

掲 載 申請者数	選挙公報 の 頁 数	各面への掲載数（各面6区画）				
		第1面	第2面	第3面	第4面	
7	2	4	3	—	—	
8	2	4	4	—	—	
9	2	5	4	—	—	
10	2	6	4	—	—	
11	2	6	5	—	—	
12	2	6	6	—	—	
13	4	6	4	3	—	全面啓発記事
14	4	6	4	4	—	全面啓発記事
15	4	6	5	4	—	全面啓発記事
16	4	6	6	4	—	全面啓発記事
17	4	6	6	5	—	全面啓発記事
18	4	6	6	6	—	全面啓発記事
19	4	6	5	4	—	4
20	4	6	6	4	—	4
21	4	6	6	5	—	4
22	4	6	6	6	—	4
23	4	6	6	6	—	5
24	4	6	6	6	—	6

- 3 各掲載面の掲載文を掲載しない区画には、市選挙管理委員会において啓発記事を掲載する。

福岡市議会議員選挙公報発行規程
別記様式第5号

第1面

年 月 日執行 福岡市議会議員選挙公報 選挙区(定数 人) 福岡市選挙管理委員会	
(2)	(1)
(4)	(3)
(6)	(5)

- 備考 1 用紙は、新聞紙大のものとするが、掲載を希望する候補者の数により、用紙の大きさ及び体裁を変更することができる。
- 2 掲載を希望する候補者の数が7人以上である場合には、第2面以降を使用することができる。この場合の様式及び掲載の順序は、第1面の場合に準じるものとし、各面に掲載する掲載文の数は選挙のつど定める。

(選挙公報に掲載する順序)

7	6	5	4	3	2	1	掲載順序
11	13	3	8	2	12	16	固有番号 (届出番号)
14	13	12	11	10	9	8	掲載順序
9	10	14	6	4	15	1	固有番号 (届出番号)
					16	15	掲載順序
					7	5	固有番号 (届出番号)

福岡県議会議員一般選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの実施について

- 1 掲載順序は、くじにより定まった順に右端から順次左に行う。
- 2 くじの方法は、次のとおりとする。
 - (1) 候補者届出番号を候補者の固有番号とする。
 - (2) くじは候補者の固有番号を記載したくじ棒を用い、くじ箱から最初に取り出されたくじ棒に記載された固有番号の候補者を掲載順序の第1とし、2番目に取り出されたくじ棒に記載された固有番号の候補者を第2とする。

以下、順次くじを行い、くじ棒が取り出された順序を当該くじ棒に記載された固有番号の候補者の掲載順序とする。

5	4	3	2	1	掲載順序
1	4	5	2	3	固有番号 (届出番号)

福岡市議会議員一般選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの実施について

- 1 掲載順序は、くじにより定まった順に右端から順次左に行う。
ただし、2段以上設けた場合は、右上欄から右下欄の順に、順次左に行うものとする。
- 2 くじの方法は、次のとおりとする。
 - (1) 候補者届出番号を候補者の固有番号とする。
 - (2) くじは候補者の固有番号を記載したくじ棒を用い、くじ箱から最初に取り出されたくじ棒に記載された固有番号の候補者を掲載順序の第1とし、2番目に取り出されたくじ棒に記載された固有番号の候補者を第2とする。
以下、順次くじを行い、くじ棒が取り出された順序を当該くじ棒に記載された固有番号の候補者の掲載順序とする。

7	6	5	4	3	2	1	掲載順序
11	10	8	15	16	5	3	固有番号 (届出番号)
14	13	12	11	10	9	8	掲載順序
2	13	4	9	12	6	7	固有番号 (届出番号)
					16	15	掲載順序
					1	14	固有番号 (届出番号)